

代議員・理事・監事等選出規則

2014年7月5日 (一社)理事会裁定

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、一般社団法人数学教育学会定款第14条第1項、同第30条第1項でそれぞれ述べられた代議員・理事・監事選出に関する事項について定めるものとする。

第2章 代議員の選出

(選挙管理委員会)

第2条 代議員選出を選挙により行うための機関として、選挙管理委員会を設ける。

- 2 選挙管理委員会の委員は、正会員及び名誉会員の中から3名以上5名以内を理事会が選任する。
- 3 選挙管理委員会の委員の任期は、西暦による偶数年の4月1日から翌々年3月31日までの2年間とし再任を妨げない。
- 4 選挙管理委員会は、委員の互選により、委員会を代表する者として委員長1名を、委員長を補佐する者として副委員長1名を選任し、委員長に事故ある場合には、副委員長が委員長の職務を代行する。
- 5 選挙管理委員会は、代議員選挙の管理に必要な事項について理事会が定める実施細則により選挙を実施する。
- 6 選挙管理委員会の委員の総数が3名を下回った場合には、理事会は第2項を満たすよう補充をする。補充者の任期は残存期間とする。

(選挙の公示)

第3条 選挙管理委員会は、新代議員選出の前年の8月下旬までに、立候補受付期間、推薦候補者受付期間、投票期間及び開票日を定める。また、この決定の後速やかに、定款第13条に基づいて理事会が定める代議員定数とあわせてこれらを公示する。

(代議員選挙候補者)

第4条 代議員選挙の候補者は、会長から推薦された正会員と選挙管理委員会に立候補を受理された正会員とする。

(代議員立候補者)

第5条 続けて満3年以上会員であった正会員は代議員に立候補することができる。

- 2 代議員に立候補する正会員は、第3条の立候補受付期間内に、自分を除く正会員または名誉会員3人以上の者からの推薦を所定の文書として選挙管理委員会に申請しなければならない。

第6条 会長は、正会員の中から代議員の推薦候補者を選挙管理委員会に第3条の推薦受

付期間内に通知する。

- 2 推薦にあたっては、学会活動の実績、学会運営に対する意欲、学会活動への展望、年齢を考慮するとともに、専門分野、所属、地域に配慮する。
- 3 会長が推薦候補者を選出するに際し理事会は助言する。

(投票及び当選者の決定)

第7条 選挙管理委員会は、予め定めた期日経過後、速やかに、代議員立候補者として受理した者と会長推薦候補者の一覧表を作成し、投票期間が開始する前までに、正会員にその名簿を公示する。

- 2 選挙管理委員会は、開票日に投票を開票し、次のとおり当選者を決定し、速やかに公示する。投票は各候補者ごとに信任・不信任を所定の形式で表明するものとし、白票は消極的の信任として、第2条第5項に定める実施細則に基づき代議員当選者を決定する。
- 3 代議員選挙の効力に関し不服がある正会員は、当選者の公示の日から14日以内に、選挙管理委員会に対して文書にて異議を申し出ることができる。
- 4 前項の規定により選挙管理委員会に対して異議を申し出た場合において、その決定に不服がある場合には、その決定書の交付を受けた日から21日以内に、文書で監事に審査を申し立てることができる。

(補充選挙)

第8条 選挙管理委員会は、代議員の総数が定款第13条に定める代議員数の最小人数を下回った場合には、補充選挙を行うものとする。ただし、補充選挙で選ばれた代議員の任期は、次期選挙で代議員が決まるまでとする。

第3章 理事・監事の選出

第9条 代議員当選者の確定後、社員総会議長は代議員当選者の中から、定款第30条第1項、同第32条第1項に沿って理事、監事候補者を定め、社員総会に理事・監事選任議案として提案する。

- 2 社員総会は上記議案を審議し、各候補者ごとに決議する。

(理事の補充選挙)

第10条 社員総会は理事の人数が定款第30条第1項に定める理事・監事の最小人数を下回った場合は必要な補充を行うものとする。